

第 10 号

熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例  
熊本県球磨川水系防災減災基金条例（平成27年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県球磨川流域復興基金条例

第1条中「に係る河川の洪水による災害を防止し、又は軽減すること」を「の流域における洪水による災害の防止又は軽減、令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該流域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくり」に、「当該河川の」を「当該」に、「熊本県球磨川水系防災減災基金」を「熊本県球磨川流域復興基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、球磨川水系の流域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくりに要する経費に充てるため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。